

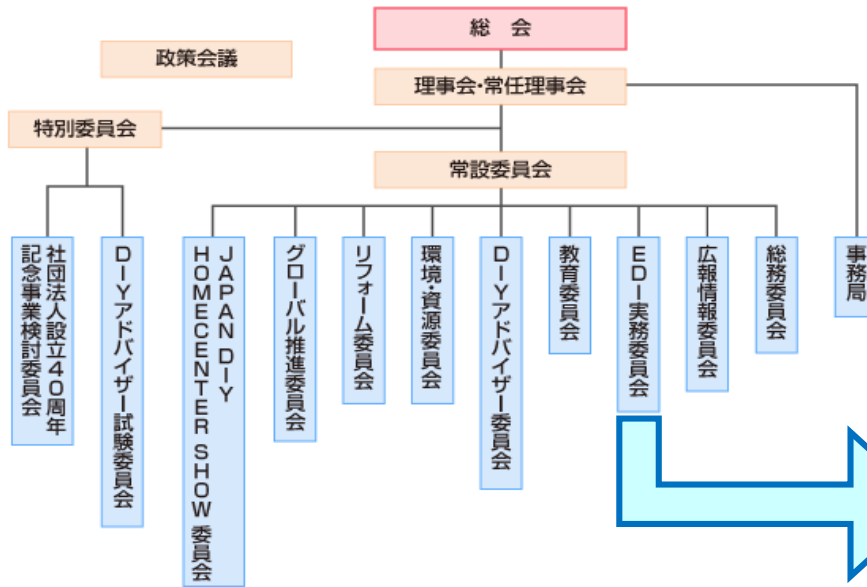
# インボイス制度に向けた流通・DIY業界 におけるシステム対応状況について

2019年9月12日  
一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会  
EDI実務委員会

# 1. はじめに 日本DIY協会とEDI事業のご紹介

1977年7月18日:DIYの普及と産業の発展を目的とした任意団体 日本DIY協会として発足。  
 1980年5月19日:社団法人 日本ドウ・イト・ユアセルフ協会としてスタート(通商産業省の認可)  
 2013年4月 1日:新公益法人制度改革に伴い、一般社団法人 日本ドウ・イト・ユアセルフ協会に移行  
 2019年7月31日現在の会員社数:小売業56社 卸売業97社 製造業287社 賛助会員24社 合計464社

## <協会の組織と役員:2019年7月31日現在>



会長 稲葉 敏幸 (株)ECN 代表取締役  
 副会長 遠藤 健夫 (株)エンチョー 代表取締役社長  
 副会長 菅 陽悦 (株)菅文 代表取締役社長  
 副会長 佐藤 哲士 (株)ユーホー 代表取締役社長  
 副会長 豆成 勝博 (株)LIXILビバ 相談役  
 副会長 永島 康博 (株)カクダイ 代表取締役社長  
 専務理事 坂爪 正幸 事務局(元・経済産業省大臣官房付)

## <EDI実務委員会の目的と主な事業>

### <目的>

中小企業が中心のDIY業界で「標準化＝コスト削減」を掲げ、DIY業界全体でEDIに係るコストを削減すること

### <主な事業>

1. 共同利用型EDIサービスの展開
2. 小売業向け共同利用型本部システムの展開
3. 卸売業/製造業向け共同利用型受注システムの展開

### <EDIサービスの利用規模:2019年7月31日現在>

発注側:18社  
 ホームセンター14社  
 家電量販店4社

受注側:574社  
 DIY業界407社  
 家電業界167社

データ交換(EDI)

電子インボイス対象データ  
 月間件数:約3千万件/月

## 2. 今後発生するイベントのまとめ

流通・DIY業界として、基幹(ERP)及び店舗システムの対応が必要となるイベントは、下記図表の通りです。  
特に第1次は2019年の消費増税・軽減税率、第2次は2023年のインボイス制度の導入期にシステム対応が集中します。

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;">第1次</div> <div style="border: 2px dashed green; padding: 5px;">第2次</div> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;">第3次</div> </div>													
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; background-color: yellow;">2019年 消費増税 軽減税率</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; background-color: yellow;">2023年 インボイス</div> </div>													
<b>消費税率制度 (全事業者)</b>		10月 区分記載請求書等保存方式				10月 適格請求書等保存方式(インボイス制度)							
税込価格表示				4月									
免税事業者からの仕入れ額控除						10月仕入税額相当額の80%		10月50%			10月0%		
課税者登録(全事業者)開始				10月									
<b>クレジットカード情報の セキュリティ関係</b>	3月 実行計画												
EC加盟の対応(ネット販売)	3月												
対面加盟店(端末IC化100%)			3月										
<b>金融EDI関係</b>	新システム移行 稼働開始完了												
新システムへの移行		移行実施		3月									
従来の固定長電文廃止			3月										
<b>NTTの固定電話の IP網移行</b>	仕様検討・標準化 検証環境の提供 及び				IP接続開始 他事業者とのIP接続			切替 完了					
INSネットのデジタル通信モード終了	移行準備及び移行方法検討			移行開始				提供終了					
メタルIP電話上のデータ通信(補完策)								提供開始		提供期間未定			

# 3. インボイス制度の導入時に発生する義務と増加する業務

## 現行の電子帳簿保存法における保存義務

所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存義務有。

＜電子帳簿保存法施行規則8条1項の概要及び関係要件＞

1. 対象取引: EDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引
2. 保存対象: 取引情報(注文書、契約書、送り状、領収証、見積書その他これらに準ずる書類)
3. 保存義務者: 受領側
4. 保存年数: 7年間(法人税法施行規則第59条)
5. 措置: 取引情報の授受後、遅滞なくタイムスタンプを付与又は訂正・削除の防止に関し、事務処理規程を備付け運用
6. 保存要件: システムの概要等関係書類の備付  
見読性の確保、検索機能の確保
7. 検索機能: 日付及び金額は、任意の範囲で指定可能  
2以上の記録項目を組み合わせて条件設定可能

## インボイス制度仕入税額控除の要件

1. 帳簿へ所要事項の記載と保存
  - ・課税仕入れの相手方の氏名・名称
  - ・課税仕入れを行った年月日
  - ・課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象課税資産の譲渡等の場合にはその旨を記載)
  - ・課税仕入れに係る支払対価の額
2. 適格請求書等の保存
  - ・**発行側**の適格請求書等の控への**保存義務**  
適格請求書・適格簡易請求書・適格返還請求書の交付に当たっては、所要事項の記載が必要  
適格請求書等の交付は書面のほか**電磁的記録**も容認
  - ・**受領側**の適格請求書等の**保存義務**  
適格請求書等の書面及び**電磁的記録**の**保存義務**  
⇒**電磁的記録**で交付又は受領した**適格請求書等**については、電子帳簿保存法施行規則8条1項の規定どおり保存

## 流通・DIY業界のインボイス制度への対応において増加が予想される業務とシステム

＜インボイス対応で新たに発生する項目＞

課税事業者登録番号の記載

税率ごとの消費税合計額の記載

適格返還請求書(返還インボイス)の対応

端数処理は1請求・税区分ごとにそれぞれ1回

発行側・受領側双方の請求書の保存義務

＜インボイス対応で必要となるシステム改修業務＞

納品書・請求書等のレイアウト変更

基幹システムの税率計算方法変更

返還インボイス対応業務及びシステム構築

店舗システム、基幹システムの変更

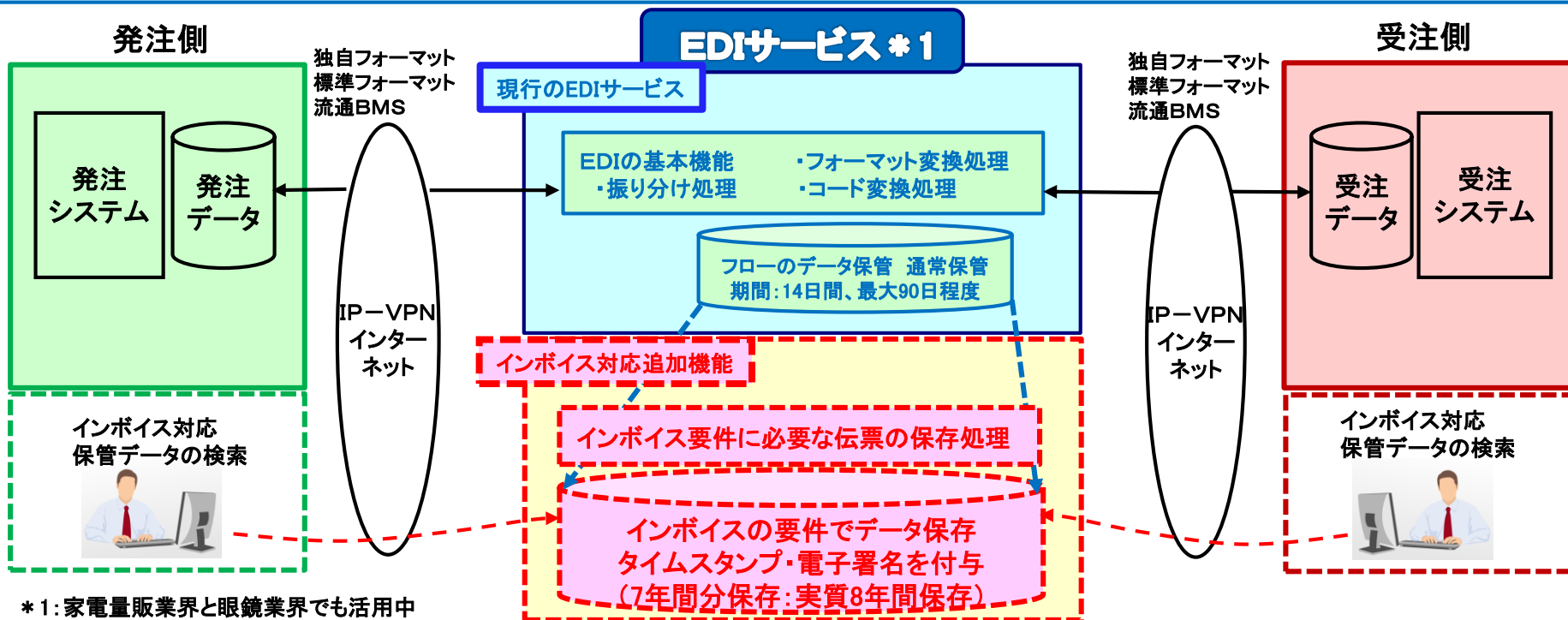
伝票の電子化と保存システムの構築

対応要件

これらの対応方法として  
EDI上の対応検討

# 4. EDIサービスにおける電子インボイス対応と課題

1. 電子インボイス開始に向けた、流通・DIY業界のEDIシステムによる対応計画<データの保存時>
  - ・EDIシステムのデータは、通常14日間(最大90日間)保存のフローデータのため、7年間分のデータ保存に関するシステム改修を実施。
  - ・EDI対象伝票の月間件数がインボイス対応により、流通・DIY業界で広く利用されている紙伝票の廃止も有、現状の約1千万件から3~4千万件と増加する、この大量の伝票の保存処理を行うため、タイムスタンプ、電子署名を自動付与するシステムの構築が必要。
2. EDIシステムによる電子インボイス対応時の課題<データの処理時>
  - ・現行のデータ保存のための電子署名法が個人署名のため人事異動や退職等に機動的に対応できず電子署名の執行・確認に係る処理効率が低い。非改ざん性を担保し課税事業者の確認業務の処理効率を向上させるには、**課税事業者登録番号を属性としたeシールが必要。**(ただし、現状では国の認定制度がないので、eシールの使用が不安)



課税事業者登録番号を属性としたeシールが制度化され、認定を受けた事業者の発行するeシールを利用することで、電子インボイスの利用が促進され、結果として課税事業者の確認事務や、適格請求書等の保存義務への対応に係るコスト等が削減される。

# 流通・DIY業界におけるシステム対応状況について ～まとめ～

1. 2029年にかけてシステム対応が必須となるイベントが集中
  - ・2019年10月の軽減税率導入及び2023年のインボイス制度導入時に、システム対応が最も集中
2. 軽減税率と同時に導入される区分記載方式から適格請求書(インボイス)方式で大きく変わる対応
  - ・課税事業者登録番号の記載
  - ・税率ごとの消費税合計額の記載
  - ・適格返還請求書(返還インボイス)の対応
  - ・端数処理は1請求につき税区分ごとにそれぞれ1回
  - ・発行側及び受領側の請求書の保存義務
3. DIY業界では、日本DIY協会が推奨するEDIサービスの機能拡張により、インボイス対応を予定
  - ・2021年末: インボイス導入時のデータ自動保管機能をEDIシステム上で提供
  - ・インボイス導入により流通・DIY業界で広く利用されている紙伝票が廃止され、従来の紙伝票から電子データへの移行が進み保存データ件数が月間3~4倍(現状の約1千万件⇒3~4千万件)に増加するため、自動保管が必須
  - ・ただし、電子署名においては、現行の個人署名のみでは人事異動や退職等に機動的に対応できず業務効率に課題が残る
4. 課税事業者登録番号を属性としたeシールが制度化され、認定を受けた事業者のeシールを利用できることになれば、懸念を持つことなく、電子インボイスの真正性確保にeシールを用いることができるため、電子インボイスの利用が促進され、結果として課税事業者の確認事務の効率化が可能となり、かつインボイス制度や電帳法における保存義務への対応コストも削減できる。  
さらに、認定事業者が発行するeシールの導入が進むことで、対応側のシステム標準化も可能となるため、システム構築費用の削減が期待でき、対応コストの圧縮が可能となると考えられる。